

# 精神障がい者地域生活支援事業（釧路・根室圏域）委託業務

## 企画提案説明書

### 1 委託業務名

精神障がい者地域生活支援事業（釧路・根室圏域）委託業務

### 2 業務の目的

精神障がい者が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院・施設・相談支援事業者・市町村等地域の関係者と連携し、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるための支援及び精神科病院を退院した精神障がい者等が地域に適応し、地域生活を維持するために必要な支援を推進する。

### 3 業務内容

精神障がい者地域生活支援センター事業  
（別添、精神障がい者地域生活支援事業実施要綱の4（1）を参照）

### 4 委託期間

令和6年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5 予算上限額

8,138千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 6 企画提案に参加する者（以下「企画提案参加者」という。）に必要な資格

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第51条の19の指定を受けた「指定一般相談支援事業所」（地域移行支援及び地域定着支援）であり、かつ同法第51条の20の指定を受けた「指定特定相談支援事業者」（計画相談支援）を運営する法人であること。
- (2) (1)の法人は、複数法人等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体法人とする。
- (3) (1)の法人は、釧路又は根室圏域に所在し、精神障がい者支援に実績を有する者であること。
- (4) コンソーシアムの構成員及び単体法人は、次の要件をすべて満たしていること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
  - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）
    - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - (ウ) 消費税及び地方消費税
  - キ 道内に拠点をもつ法人であること。
  - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ケ 法人格を有していること。なお、コンソーシアムの場合は次の全てを満たすこと。
  - (ア) コンソーシアムを構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有し、かつ上記アからクの要件を満たしていること。
  - (イ) 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。
  - (ウ) コンソーシアムの構成員が単体の法人又は本事業における他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 7 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断することとし、詳細は審査要領による。

- (1) 精神障がい者に対する支援実績等について
  - ア 事業実績
  - イ 支援は地域移行に対する考え方に即した取組となっているか
- (2) センターの体制について
  - ア センター長は、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者で、本事業の円滑な運営、調整が期待できる者か。
- (3) 今後の事業展開について
  - ア 地域移行支援及び地域定着支援に必要な体制整備や総合調整ができるか。
  - イ 病院・施設及び他事業所等との連携及び他の相談支援事業所等への支援ができるか。
  - ウ 他の指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び福祉サービス事業所等への研修等の普及啓発がなされるか。
  - エ ピアサポーターの育成、活用が計画され、なされているか。
- (4) 業務処理体制等について
  - ア 障害者総合支援法に基づく退院後の支援体制づくりを図れるか。
  - イ 適切な業務処理計画となっているか。
- (5) 適切な所要経費の積算となっているか。

## 8 手続等

事業の委託にあたり、企画提案の参加希望者から事前に参加申請書を徴取して参加資格の要件を審査し、当該要件を有する参加希望者に企画提案書の提出及びプロポーザル審査会（ヒアリング）への出席を要請する。

- (1) 担当部局  
北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課保健係  
〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号  
電話：0154-65-5824 FAX：0154-65-5352  
開所時間：土日祝日を除く午前8時45分～午後5時30分
- (2) 参加申請書
  - ・提出期限：令和6年2月28日（水）午後5時30分必着
  - ・提出場所：（1）に同じ
  - ・提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）
- (3) 企画提案書
  - ・様式：企画提案書の作成に当たっては、別紙様式の記載等に当たっての留意事項に留意の上、作成すること。サイズはA4縦判とすること。
  - ・提出部数：提出部数 10部  
（事業者名を記載したもの1部、事業者名を記載してないもの9部）
  - ・提出期限：令和6年3月4日（月）午後5時30分必着
  - ・提出場所：（1）に同じ
  - ・提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）
- (4) プロポーザル審査会（ヒアリング）
  - ・提出された企画提案書の内容について、プロポーザル審査会（ヒアリング）を実施する。
  - ・日時及び場所は別途通知する。

## 9 受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画提案書の企画内容や考え方のヒアリングを行い、審査要領に従って審査・評価を行い、もっとも優れた企画提案者を選定して、指名選考委員会での審査により、見積書を徴取する企画提案者を決定する。

## 10 契約に関する基本的事項

- (1) 契約方法  
随意契約
- (2) 契約の根拠  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号  
北海道財務規則運用方針第3節関係1（2）
- (3) 見積書の提出  
プロポーザル審査会を経て、指名選考委員会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に係る見積書の提出を依頼する。
- (4) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上とする。ただし、北海道財務規則第171条の規定に該当する場合は免除する。
- (5) 再委託の禁止  
業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (6) 契約書  
選定された企画提案者に対して別途提示する。

## 11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本円
- (2) 無効となる提出書類（参加申請書及び企画提案書）
  - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
  - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他留意事項
  - ア 企画提案書の作成及び提出など企画提案に係る費用は、企画提案者の負担とする。
  - イ プロポーザル審査会（ヒアリング）に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
  - ウ 提出期限以降における参加申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
  - エ 企画提案の採否については、文書で通知する。
  - オ 提出された参加申請書及び企画提案書は返却しない。
  - カ 審査結果及び選定された企画提案者名は公表する。

## 12 担当窓口

北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課保健係  
住 所：〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号  
電 話：0154-65-5824  
FAX：0154-65-5352